

改正

令和5年3月7日告示第46号

令和6年1月5日告示第4号

令和6年3月29日告示第93号

令和7年3月24日告示第62号

下呂市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、脱炭素移行及び再生可能エネルギーの活用促進による温室効果ガスの排出削減を図るため、下呂市太陽光発電設備等設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 次に掲げる家屋をいう。

ア 専用住宅 常時居住の用に供する家屋をいう。

イ 併用住宅 常時居住の用に供する部分と店舗や事務所等の用に供する部分が、一つの建物となっている家屋をいう。

(2) 市税等 下呂市税条例（平成16年下呂市条例第58号）第3条に掲げる市民税、固定資産税及び軽自動車税並びに当該市税に係る延滞金をいう。

(補助対象設備)

第3条 補助の対象となる太陽光発電設備等（以下「設備」という。）は、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に効果がある設備で、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 太陽光発電設備であって、以下の要件のすべてを満たすものをいう。

ア 商品化され、導入実績があるものであること。

イ 未使用品であるもの。

ウ リース品でないもの。

エ 増設、買替え、追加購入及び設備改修ではないこと。

(2) 蓄電池であって、以下の要件のすべてを満たすものをいう。ただし、前号の太陽光発電設

備の付帯設備であること。

ア 商品化され、導入実績があるものであること。

イ 15.5万円／kWh（工事費込み、税抜き）以下の蓄電池であること。

ウ 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。

エ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。

オ 定置用であるもの。

カ 未使用品であるもの。

キ リース品でないもの。

ク 増設、買替え、追加購入及び設備改修ではないこと。

ケ 別紙「蓄電池の仕様」を満たすものであること。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、設備の購入費用及び設置に係る工事費用とする。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- （1） 市内で自ら所有し居住する住宅（併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上を居住の用に供し、全ての経費を住民の立場で負担して、発電した電力量の30%以上を家庭用の電力として自家消費する住宅に限る。）の屋根等の敷地内に設置する設備であること。
- （2） 発電した電力量の30%以上を、申請する住宅内で自ら消費するものであること。
- （3） 市税等を滞納していないこと。
- （4） 設備について、国、県等から別の補助金、交付金等を受領していないこと。
- （5） 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。
- （6） 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給を行わないこと。
- （7） 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項を遵守すること。
- （8） 設備設置によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができるものであること。
- （9） 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効

果についてJ-クレジット制度への登録を行わない者であること。

- (10) 下呂市暴力団排除条例（平成24年下呂市条例第5号）第2条に規定する暴力団員等でないこと。

（補助金額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 太陽光発電設備 最大出力（kW表示の小数点以下切捨）に1kW当たり7万円を乗じた額とし、5kW相当分を限度とする。
- (2) 蓄電池 蓄電池の価格（直接工事費のほか付帯工事費や測量試験費等、蓄電池を設置するために必要な一切の経費を含む。ただし、消費税は除く。）の3分の1の額とし、5kWh相当分を限度とする。

2 補助金を交付することができる回数は、住宅1戸につき1回を限度とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、下呂市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 設備の見積書の写し
- (2) 設備の設置場所及び付近の見取図
- (3) 施工前の写真
- (4) 設備の仕様書
- (5) 委任状（事務等代行者へ委任する場合に限る。）
- (6) 誓約書（申請者及び工事施工者）
- (7) 発電電力の消費量計画書
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第8条 市長は、前条に規定する申請書の受付を先着順に行うものとし、申請書を受付したときは、速やかにその内容等を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定したときは、下呂市太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付することが不適当と認められたときは、下呂市太陽光発電設備等設置費補助金不交付通知書（様式第3号）により、その理由を付

して申請者に対し通知するものとする。

(変更申請)

第9条 申請者は、前条第2項に規定する補助金の交付決定の通知を受けたのち、補助金申請内容を変更するとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、下呂市太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、下呂市太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）決定通知書（様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 市長は、必要と認めるときは、申請者に対して事業の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

(実績報告書)

第11条 申請者は、設備の設置が完了したときは、設備の完了日から起算して原則として30日以内又は2月10日のどちらか早い日までに下呂市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設備の設置に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 設備に係る保証書及び取扱い説明書の写し
- (3) 電力会社との接続契約書、売（買）電契約書等の写し
- (4) 設備の設置状況を示す写真（施工前及び施工中）
- (5) 施工後の写真（設備及び住宅全体）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査及び必要に応じて行う現地確認により、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、下呂市太陽光発電設備等設置費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 申請者は、前条の規定による補助金の交付の額確定の通知を受けたときは、下呂市太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとし、市長は、当該請

求に基づき、補助金を交付する。

(財産処分等の制限)

第14条 前条の規定による補助金の交付を受けた者（以下「受理者」という。）は、設備の法定耐用年数の期間内において、その設備を売却、譲渡、交換、貸与、廃棄等の処分（以下「財産処分等」という。）を行うときは、あらかじめ下呂市太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により設備の財産処分等を行う場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、下呂市太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認通知書（様式第10号）により、受理者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 受理者は、第12条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により設備の設置に係る経費から減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第11条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第12条に準じて改めて額の確定（以下「再確定」という。）を行うものとする。

3 市長は、受理者に交付すべき交付金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金がすでに交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第16条 市長は、受理者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 法令等又は法令等に基づく市町村長の処分若しくは指示に従わないとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消に係る部分に関し補助金が交付さ

れているときは、期限を付して当該交付金の返還を命ずるものとする。

- 3 市長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(現地調査等)

第17条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

- 2 市長は、受理者に対し、必要に応じて事業の成果を示すデータの提供その他の協力を求めることができる。

(関係書類の保管)

第18条 受理者は、補助金の申請書及び実績報告書に関連する書類を、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等が下呂市補助金等交付規則第20条で定める財産処分の制限期間を経過しない場合においては、経過するまでの期間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年7月1日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

(失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、効力を失う。ただし、同日までにこの告示の規定による申請が行われたものについては、同日後もなおその効力を有する。

附 則 (令和5年3月7日告示第46号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年1月5日告示第4号)

この告示は、令和6年1月5日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日告示第93号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月24日告示第62号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。